

第58号議案

「「風は生きよという」のDVD上映会」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成28年10月18日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催 **後援** 名義使用申請書

2016年 9月 26日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人スタジオIL文京

住所 (所在地) 東京都文京区本駒込3-15-10

代表者名 (ふりがな) よこやまてるひさ  
理事長 横山晃久

代表者連絡先 (事務担当者) 事務担当者 関根義雄

電話 : 03-5814-9225

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催 **後援** 名義を使用したく、申請します。

記

事業名	「風は生きよという」のDVD上映会		
実施期間	2016年 11月 19日 (土) 13:00-17:00 ( 1日間)		
実施場所	文京区総合福祉センター4階 視聴覚室		
事業内容	目的 ※	人工呼吸器ユーザーの地域生活の理解を通じ、障害者や関係者への理解を深めることを目指します。特に、劇中公立学校を訪問した地域で活動する人工呼吸器ユーザーと小学生との交流、10代の人工呼吸器ユーザー自身と家族、支援者、クラスメートが高校受験に取り組む姿等のシーンを通じ、また、映画監督、出演した人工呼吸器ユーザーをゲストスピーカーとして招き映画製作への好奇心に応えるほか、映像だけではなく人工呼吸器ユーザーと直接触れ合う機会を通じて、感性豊かな10代の小中学生とそのご家族等に対し、障害者を共に地域で生きる身近な存在として考える機会を提供するとともに、将来に向けた差別なき感性を育むことを目指します。	
	内容	人工呼吸器ユーザーの地域生活を収録したドキュメンタリー等	
	対象者	(当法人会員及び)文京区在住・在勤の方 (参加予定人員 80人)	
	参加費	1,000円	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文京区、文京区社会福祉協議会 (共に申請中)		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <b>同意する</b> ・ 同意しない			

※ 「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

## 事業予算書

事業名 「風は生きよという」のDVD上映会

団体名 特定非営利活動法人  
スタジオIL文京

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
チケット代1,000円×80名	80,000円	講師謝礼	40,000
自己負担金	338,00	会場借り上げ料	88,00
		DVD上映料金	65,000
計	113,800	計	113,800

2016年 9月 26日

(備 考)

## 「風は生きよという」の DVD 上映会 実施要綱

### 1. イベントの目的

特定非営利活動法人スタジオ IL 文京は、当法人会員及び文京区内に在住、在勤の方々に向け、映画「風は生きよという」の DVD 上映会を開催いたします。

本作品は人工呼吸器ユーザーの地域生活を収録したドキュメンタリー映画であります。

人工呼吸器ユーザーの地域生活の理解を通じ、障害者や関係者への理解を深めることを目指します。

呼吸器をつけたら人生が終わりという一般的なイメージとは違い、劇中に登場する人工呼吸器ユーザーの呼吸器を使ったからこそ地域生活を謳歌できるという姿を見ることができます。特に、劇中公立学校を訪問した地域で活動する人工呼吸器ユーザーと小学生との交流、10代の人工呼吸器ユーザー自信と家族、支援者、クラスメートが高校受験に取り組む姿等のシーンを通じ、また、映画監督、出演した人工呼吸器ユーザーをゲストスピーカーとして招き映画製作への好奇心に応えるほか、映像だけではなく人工呼吸器ユーザーと直接触れ合う機会を通じて、感性豊かな10代の小中学生とそのご家族等に対し、障害者を共に地域で生きる身近な存在として考える機会を提供するとともに、将来に向けた差別なき感性を育むことを目指します。

### 2. 映画「風は生きよという」概要

映画「風は生きよという」は、2015年に全国自立生活センター協議会が企画・製作をした作品です。文部科学省特別選定（少年、青年、成人、家庭向き）を受け、これまで医療、福祉団体等のほか、大学から小学校まで全国で多数の自主上映会が開かれており、渋谷アップリンクでの劇場公開では2度の上映期間延長という好評を博しました。

また、NHK、主要新聞各社等マスメディアにも多数取り上げられています。

【監督・撮影・ナレーション】 宍戸大裕

【企画・製作】 全国自立生活センター協議会

【製作協力】 呼ネット～人工呼吸器ユーザー自らの声で～

【助成】 公益財団法人キリン福祉財団

【配給】 映画「風は生きよという」上映実行委員会

【上映時間】 81分

文部科学省特別選定（少年、青年、成人、家庭向き）

劇中登場する人工呼吸器ユーザーは5人。

人工呼吸器を使いながら自立生活センターで働くもの（30代女性・先天性）、親元から離れ介助者との関係性に悩みながらも、一人暮らしを始め絵描きとして活躍する

もの（20代女性・先天性）、家族、支援者とともに高校受験に取り組むもの（10代男性・出産時の事故により障害を持つ）、家族、友人を亡くしながら障害当事者の支援を続けるもの（40代男性・先天性）、3人の娘を授かりこれからという20代にALSという難病にかかり苦悩した経験を人のために役立てようとするもの（40代男性・中途）などが登場します。

小学生との交流、人工呼吸器ユーザー同士の語り、クラスメートと共に過ごし高校受験に向かう姿、難病の夫（または父）や子供を持つ家族の言葉……。

視点は、いつしか人工呼吸器ユーザーの日常だけではなく、その周囲をも包みながら、みな、悩み、迷いながらも、「どう生きよう」と動き、人工呼吸器が作る「風」が人と人とをめぐり合わせていきます。

### 3. イベントの名称

「風は生きよという」のDVD上映会

### 4. イベント構成内容

1部：DVD上映会

2部：ゲストスピーカーを招いたトーク

※ 途中入出場自由

※ トークでは来場者との質疑応答も予定

### 5. 主催団体名称

特定非営利活動法人スタジオ IL 文京

### 6. 主催団体所在地、連絡先

〒113-0021

東京都文京区本駒込 3-15-10

TEL：03-5814-9225

### 7. 開催日時

2016年11月19日（土） 13:00-17:00

### 8. 開催場所

文京区総合福祉センター4階 視聴覚室（〒112-0006 東京都文京区小日向2-16-15）

### 9. チケット料金

1,000円/人

10. ゲストスピーカー

宍戸大裕（本作監督）

海老原宏美（人工呼吸器ユーザー。本作主要登場人物）

以上

# 特定非営利活動法人 スタジオ I L 文京 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 スタジオ I L 文京と称し、登記上はこれを特定非営利活動法人 スタジオアイエル文京と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都文京区 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、自立生活センターとして障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与する活動を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① ヘルパー派遣事業
  - ② ヘルパー養成事業
  - ③ 訪問介護、居宅介護支援等の介護保険事業
  - ④ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
  - ⑤ 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
  - ⑥ 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
  - ⑦ 福祉に関する権利擁護活動
  - ⑧ 福祉に関する情報の提供事業

- ⑨ 障害者及び高齢者の自立支援に関する事業
- ⑩ 障害者及び高齢者の政策に関する提言事業
- ⑪ 自立生活プログラム事業

(2) 収益事業

- ① バザー、その他物品販売に関する事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

正会員 本会の目的に賛同して入会して総会において議決権を有する個人

賛助会員 本会の主旨に賛同し、財政的な援助をする個人及び団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の入会申込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。



(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 16人以内
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長の選任は、理事の互選による。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を

述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 会議

### (種別)

第21条 この法人の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (権能)

第23条 理事会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 年会費の額

(3) 理事の解任

(4) 役員の職務

(5) 事務局長の選任

(6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第35条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(7) 規則及び細則の変更

(8) 総会に付すべき事項

(9) その他本会の運営に関する必要な事項

2 総会は、法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

### (開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった

場合

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の 2 週間前までに発して行わなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面またはファックス、E-mail をもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第 2 項第 1 号及び第 2 号または第 3 項第 2 号及び第 3 号の請求があった場合、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第27条 総会は、委任状出席を含む正会員総数の 3 分の 1 以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第 25 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 4 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された

事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 6 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 7 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(書面等による議決)

第30条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 各種助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画及び支出の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	樋口	恵子
副理事長	小濱	洋央
理事	青木	藤夫
理事	安達	栄子
理事	石水	珠子
理事	今西	正義
理事	関根	義雄
理事	高梨	正明
理事	中村	靖夫
理事	三澤	了
理事	村山	美和
理事	愛敬	千佳子
理事	斎藤	明子
理事	瀬山	紀子
理事	三宅	亜津子
監事	陶山	由美

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立

の日から平成14年6月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 =年会費 2000円
  - (2) 賛助会員 =年会費 一口 5000円

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

平成14年12月9日一部変更

平成19年1月24日一部変更

平成23年9月27日一部変更

この法人の平成28年度の役員任期は、平成28年7月1日から平成30年6月30日までとする。

平成28年8月29日一部変更



# 平成28年度 理事会名簿

特定非営利活動法人 スタジオ IL 文京

	役職	氏名	住所
	理事長	横山 晃久	
	理事	石水 珠子	
	理事	春田 文夫	
	理事	関根 義雄	
	理事	太田 美由紀	
	理事	安達 栄子	
	理事	岡部 耕典	
	理事	斎藤 明子	
	理事	白井 誠一郎	
	理事	木村 直美	
	理事	猿渡 達明	
	理事	青木 藤夫	
	監事	高梨 正明	